

【新旧対比表】

現行	改定後
※赤字部分が改定または追加になった箇所です。	
ビジネスカード取扱規約(1)	
第5条 申込者の取引時確認等	<u>(欠番)</u>
1.犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。以下同じ。）業務に関する業務を当社が導入法人に委託する場合は、導入法人は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則に定める本人確認書類の提示を申込者から受ける方法等により取引時確認を実施するものとします。	—
2.導入法人が受託した取引時確認業務の取扱いに関し、導入法人の責任によって両社に損害が生じた場合は、導入法人がその賠償の責任を負うものとします。	—
3.両社は、カードの申込者の取引時確認が、当社所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当社が判断した場合は、入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。	—
	第7条 導入法人への通知事項
	<u>1.導入法人は、導入法人による経費処理、会員に対する福利厚生、カードの回収および会員の管理業務の遂行等に必要な範囲において、当社またはJCBが導入法人に以下の(1)、(2)、(3)の情報を通知することについて、申込者が入会を申し込むにあたり、導入法人の責任において、申込者の承諾を得るものとします。</u>
	<u>(1)氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、会員が入会申込時および会員規約に基づき届け出た事項</u>
	<u>(2)入会申込日、入会承認日、有効期限等、カードの契約内容</u>
	<u>(3)会員のカードの利用内容、債務の支払い状況</u>
	<u>2.前項について、後日当社またはJCBと会員との間で紛争が生じた場合、導入法人が一切の責任を負うものとし、当社またはJCBは何ら責任を負わないものとします。</u>
第10条 退会および会員資格の喪失等	第11条 退会および会員資格の喪失等
1.会員が次のいずれかに該当した場合、両社は、会員資格を喪失させることができるものとします。	1.会員が次のいずれかに該当した場合、両社は、会員資格を喪失させることができるものとします。
(1)会員が死亡したことを当社が知った場合、または管理責任者もしくは会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあった場合	—
(4)両社が定める会員規約により、両社が会員として不適格と認めた場合	<u>(3)両社が定める会員規約の退会または会員資格の喪失事由に該当した場合</u>
第17条 取扱規約およびその改定	第18条 取扱規約およびその改定
本規約は、導入法人と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカードを利用した場合、導入法人は当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。	本規約は、導入法人と両社との一切の契約関係に適用されます。 <u>両社は、民法の定めに基づき、導入法人と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として導入法人に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら導入法人の利益となるものである場合、または導入法人への影響が軽微であると認められる場合、その他導入法人に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u> なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。
ビジネスカード取扱規約(7)	
第5条 申込者の取引時確認	<u>(欠番)</u>
1.犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。以下同じ。）業務に関する業務を当社が導入法人に委託する場合は、導入法人は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則で定める取引時確認を実施するものとします。	—
2.導入法人が受託した取引時確認業務の取扱いに関し、導入法人の責任によって両社に損害が生じた場合は、導入法人がその賠償の責任を負うものとします。	—
3.両社は、カードの申込者の取引時確認が、当社所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当社が判断した場合は、入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。	—
第11条 退会および会員資格の喪失等	第11条 退会および会員資格の喪失等
1.会員が次のいずれかに該当した場合、両社は、会員資格を喪失させることがで	1.会員が次のいずれかに該当した場合、両社は、会員資格を喪失させることがで

【新旧対比表】

現行	改定後
きるものとします。	きるものとします。
(1)会員が死亡したことを当社が知った場合、または管理責任者もしくは会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあった場合	—
(4)両社が定める会員規約により、両社が会員として不適格と認めた場合	<u>(3)両社が定める会員規約の退会または会員資格の喪失事由に該当した場合</u>
3.第1項1号から3号および5号のいずれかの事由が生じた場合、導入法人は両社所定の退会届およびカードを会員より徴求のうえ、当社またはJCBに届け出るものとします。ただし、導入法人が会員から退会届およびカードの回収ができないと判断した場合には、その旨をすみやかに当社またはJCBに通知するものとします。	—
第18条 取扱規約およびその改定	第18条 取扱規約およびその改定
本規約は、導入法人と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカードを利用した場合、導入法人は当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。	本規約は、導入法人と両社との一切の契約関係に適用されます。 <u>両社は、民法の定めに基づき、導入法人と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として導入法人に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら導入法人の利益となるものである場合、または導入法人への影響が軽微であると認められる場合、その他導入法人に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u> なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。
ビジネスカード特約	
第7条 本特約の改定等	第7条 本特約の改定等
1.将来本特約が改定され、両社がその内容の書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。	1. <u>本特約の改定は、会員規約第46条（会員規約およびその改定）が適用されます。</u>
スマリボ特約	
第8条 本特約の改定	第8条 本特約の改定
1.両社は、本特約を変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、利用者に対し、公表または通知します。	<u>本特約の改定は、会員規約第46条（会員規約およびその改定）が適用されます。</u>
2.利用者は、前項の公表または通知ののち、本サービスを利用したことをもって当該変更に同意したものとします。	
第9条 「支払い名人」からの移行	第9条 「支払い名人」からの移行
1.「支払い名人」とは、両社が会員規約第24条第2項(1)号に基づき、別途公表する内容に基づき、本特約公表日現在において提供しているサービスです。	<u>1.「支払い名人」（両社が会員規約第24条第2項(1)号に基づき2019年4月15日利用分、2019年5月10日支払日まで会員に提供していたサービスをいう。以下同じ。）から本サービスに移行した利用者については、本特約第4条第1項(4)号にかかわらず、ショッピングリボ払いの支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち、「支払い名人」から本サービスへの移行時点で当該会員に対して適用されていた支払いコース（以下「既存コース」という。）または残高スライド標準コースとなります。</u>
2.両社は、2018年10月1日以降の、両社が別途公表する日をもって「支払い名人」のサービスを終了し、会員規約第24条第2項柱書に基づき、その後のサービス利用を認めません。	
3.従来「支払い名人」のサービスを利用されていた会員のうち、会員規約第24条第2項(1)号に基づくサービスの提供を引き続き希望される方については、両社が承認した場合、前項に定める公表日をもって、本特約第3条に基づき利用登録がなされ、本サービスに移行されるものとします。	
4.前項の場合、本特約第4条第1項(4)号にかかわらず、ショッピングリボ払いの支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち、前項に基づく移行時点で、当該会員に対して適用されている支払いコースまたは残高スライド標準コースとなります。いずれの支払いコースが適用されるかについては、利用者に個別に通知されるご案内に記載されます。また、利用者は、移行日以降会員専用WEBサービス「MyJCB」またはカードご利用代金明細書にて、いずれの支払いコースが適用されるかを確認することが可能です。	
	<u>2.利用者は、両社所定の方法により申し出、両社が認めた場合、既存コースから、本特約第4条第1項(4)号に定める支払いコースに変更することができます。ただし、当該変更後は、利用者は既存コースに再度変更することはできません。</u>
ショッピングリボ払い専用カード規定	
第8条 規定の改定	第8条 規定の改定
将来、本規定が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にリボ会員が本カードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。	<u>本特約の改定は、会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。</u>
JCB CARD R 会員特約	

【新旧対比表】

現行	改定後
第2条 ご利用代金明細の確認方法	第2条 明細の確認方法
1.本カードの入会をもって、会員は、MyJ チェック利用者規定所定の MyJ チェックサービスの利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJ チェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則としてご利用代金明細書は送付されないものとします。本会員は、MyJCB によってご利用代金明細を確認することができます。	1.本カードの入会をもって、会員は、MyJ チェック利用者規定所定の MyJ チェックサービスの利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJ チェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則として明細は送付されないものとします。本会員は、MyJCB によって明細を確認することができます。
第9条 本特約の改定	第9条 本特約の改定
将来本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知または公表した後に会員が本カードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。ただし、ボーナスポイント付与に関する本特約の改定については、第7条2項が適用され、本条は適用されないものとします。	<u>本特約の改定は、会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。</u>
JCB EIT 会員特約	
第2条 ご利用代金明細の確認方法	第2条 明細の確認方法
本カードの入会をもって、会員は、MyJ チェック利用者規定所定の MyJ チェックサービスの利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJ チェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則としてご利用代金明細書は送付されないものとします。本会員は、MyJCB によってご利用代金明細を確認することができます。	本カードの入会をもって、会員は、MyJ チェック利用者規定所定の MyJ チェックサービスの利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJ チェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則として明細は送付されないものとします。本会員は、MyJCB によって明細を確認することができます。
第7条 本特約の改定	第7条 本特約の改定
将来本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知または公表した後に会員が本カードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。	<u>本特約の改定は、JCB 会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。</u>
Arubara 特約	
第8条 本特約の改定	第8条 本特約の改定
将来本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知または公表した後に会員が本カードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。	<u>本特約の改定は、会員規約（会員規約およびその改定）の条項が適用されます。</u>
X-Times 特約	
第8条 本特約の改定	第8条 本特約の改定
将来本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知または公表した後に会員が本カードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。	<u>本特約の改定は、JCB 会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。</u>
カードレス特約	
第8条 代表使用者等の責任	第8条 代表使用者等の責任
パーチェシング会員が会員規約（一般法人用）を承認のうえ申し込んだ場合、会員規約に定める代表使用者または連帯保証人は、カードレス特約会員によるカードレスサービス利用代金その他本特約に基づきカードレス法人会員が負担する一切の債務について、カードレス法人会員に連帯して履行する責任を負うものとします。	<u>カードレス会員が会員規約（一般法人用）を承認のうえ申し込んだ場合、会員規約（一般法人用）に定める代表使用者（以下「代表使用者」という。）は、カードレスサービス利用代金その他本特約に基づきパーチェシング法人会員が負担する一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし（民法 436 条）、パーチェシング法人会員および代表使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。また、会員規約（一般法人用）に定める連帯保証人は、カードレスサービス利用代金その他本特約に基づきパーチェシング法人会員が負担する一切の債務について、パーチェシング法人会員と連帯して履行する義務を負うものとします。</u>
第9条 本特約の改定	第9条 本特約の改定
将来、本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にカードレス特約会員がカードレスサービスを利用した場合、両社はカードレス会員が当該改定内容を承認したものとみなします。	<u>本特約の改定は、会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。</u>
JCB 企業間決済サービス特約	
第6条 債権譲渡の解除等	第6条 立替払いの取消しまたは解除等
当社、JCB または JCB の提携会社において所定の事由が生じた場合、会員規約の「債権譲渡の承諾・立替払いの委託」に定める債権譲渡または立替払いは、パーチェシング会員に対する事前の通知なく、取り消しもしくは解除されることがあり、パーチェシング会員は、これをあらかじめ異議なく承諾するものとします。	当社、JCB または JCB の提携会社において所定の事由が生じた場合、会員規約の「立替払いの委託」に定める立替払いまたは債権譲渡は、パーチェシング会員に対する事前の通知なく取消しまたは解除されることを、パーチェシング会員は、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
第11条 代表使用者等の責任	第11条 代表使用者等の責任
パーチェシング会員が会員規約（一般法人用）を承認のうえ申し込んだ場合、会	パーチェシング法人会員および会員規約（一般法人用）に定める代表使用者（以

【新旧対比表】

現行	改定後
<p>員規約に定める代表使用者または連帯保証人は、パーチェシング会員によるパーチェシングカード利用代金その他本特約に基づきパーチェシング法人会員が負担する一切の債務について、パーチェシング法人会員に連帯して履行する責任を負うものとします。</p>	<p><u>下「代表使用者」という。）は、パーチェシングカード利用代金その他本特約に基づきパーチェシング法人会員が負担する一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし（民法 436 条）、パーチェシング法人会員および代表使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。また、会員規約（一般法人用）に定める連帯保証人は、パーチェシングカード利用代金その他本特約に基づきパーチェシング法人会員が負担する一切の債務について、パーチェシング法人会員と連帯して履行する義務を負うものとします。</u></p>
<p>第 1 2 条 本特約の改定</p>	<p>第 1 2 条 本特約の改定</p>
<p>将来、本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にパーチェシングカード使用者がパーチェシングカードを利用した場合、両社はパーチェシング会員が当該改定内容を承認したものとみなします。</p>	<p><u>本特約の改定は、会員規約（会員規約およびその改定）が準用されます。</u></p>
<p>ETC スルーカード規定</p>	
<p>第 1 3 条 代表使用者等の責任</p>	<p>第 1 3 条 代表使用者等の責任</p>
<p>1.会員規約（一般法人用）を承認のうえ申し込んだ場合、同規約に定める代表使用者または連帯保証人は、本カード利用代金その他本規定に基づき ETC 法人会員が負担する一切の債務について、ETC 法人会員と連帯して履行する義務を負うものとします。</p>	<p>1.会員規約（一般法人用）を承認のうえ申し込んだ場合、<u>ETC 法人会員および同規約に定める代表使用者は、本カード利用代金その他本規定に基づき ETC 法人会員が負担する一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし（民法 436 条）、ETC 法人会員および代表使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。</u>また、連帯保証人は、本カード利用代金その他本規定に基づき ETC 法人会員が負担する一切の債務について、ETC 法人会員と連帯して履行する義務を負うものとします。</p>
<p>2.会員規約（使用者支払型法人用）を承認のうえ申し込んだ場合、ETC 法人会員は、本カード利用代金その他本規定に基づき ETC カード使用者が負担する一切の債務について、ETC カード使用者と連帯して履行する義務を負うものとします。</p>	<p>2.会員規約（使用者支払型法人用）を承認のうえ申し込んだ場合、ETC 法人会員 <u>および ETC カード使用者は、本カード利用代金その他本規定に基づき ETC カード使用者が負担する一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし（民法 436 条）、ETC 法人会員および ETC カード使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるもの</u>とします。</p>
<p>第 1 4 条 適用関係等</p>	<p>第 1 4 条 適用関係等</p>
<p>4.将来本規定が改定され、JCB がその内容を書面その他の方法により通知した後に ETC 会員のいずれかがカードを利用した場合、すべての ETC 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。</p>	<p>4.<u>本規定の改定は、会員規約の「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。</u></p>
<p>ETC 専用カード規定</p>	
<p>第 1 2 条 道路事業者への個人情報の提供</p>	<p>第 1 2 条 道路事業者への個人情報の提供</p>
<p>ETC 会員は、以下に定める ETC 会員の情報を以下に定める目的で両社が道路事業者に対して通知、提供する場合があることに同意するものとします。</p>	<p>ETC 会員は、以下に定める ETC 会員の情報を以下に定める目的で両社が道路事業者に対して通知、提供する場合があることに同意するものとします。 <u>(3)刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。</u></p>
<p>第 1 4 条 代表使用者等の責任</p>	<p>第 1 4 条 代表使用者等の責任</p>
<p>会員規約に定める代表使用者または連帯保証人は、本カード利用代金その他本規定に基づき ETC 法人会員が負担する一切の債務について、ETC 法人会員に連帯して履行する義務を負うものとします。</p>	<p><u>ETC 法人会員および会員規約（一般法人用）に定める代表使用者（以下「代表使用者」という。）は、本カード利用代金その他本規定に基づき ETC 法人会員が負担する一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし（民法 436 条）、ETC 法人会員および代表使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。また、会員規約（一般法人用）に定める連帯保証人は、本カード利用代金その他本規定に基づき ETC 法人会員が負担する一切の債務について、ETC 法人会員と連帯して履行する義務を負うものとします。</u></p>
<p>第 1 5 条 本規定の改定</p>	<p>第 1 5 条 本規定の改定</p>
<p>将来、本規定が改定された場合は、両社がその内容を通知した後に ETC カード使用者のいずれかが本カードを利用したことにより、ETC 法人会員が当該変更事項を承認したものとみなします。</p>	<p><u>本規定の改定は、会員規約（会員規約およびその改定）が準用されます。</u></p>
<p>Ok! Doki ポイントプログラム利用規定</p>	
<p>第 1 条（本利用規定）</p>	<p>第 1 条（本利用規定）</p>
<p>7.両社は、必要に応じて本利用規定の内容を変更できるものとします。変更後の本利用規定は、JCB のホームページ等による公表、または本会員等に書面等によ</p>	<p>7. 両社は、<u>民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、本利用規定を改定</u>できるものとします。<u>この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め</u></p>

【新旧対比表】

<p>る通知がなされるものとし、公表または通知後に、会員がショッピング利用を行った時点、または会員がポイント交換、その他当社が提供する Oki Doki ポイントプログラムのサービスに申し込んだ時点で、当該会員（その会員にとっての本会員、家族会員、法人会員、およびカード使用者も含む。）につき、当該変更内容の承諾がなされたものとみなします。なお、本利用規定の変更が、Oki Doki ポイントプログラムの内容の変更にあたる場合には、第 21 条第 3 項が適用されるものとします。</p>	<p><u>たうえて、原則として本会員等に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、当社または JCB のホームページ等での公表のみとする場合があります。</u>なお、本利用規定の改定が、Oki Doki ポイントプログラムの内容の変更にあたる場合には、第 21 条第 3 項が適用されるものとします。</p>
<p>第 11 条 (ポイント交換の受付・取消)</p>	<p>第 11 条 (ポイント交換の受付・取消)</p>
	<p>4. <u>ポイント交換受付がなされたにもかかわらず、ポイント交換手続きが完了しなかった場合（なお、本条第 5 項から第 7 項の場合はこれに当たりません。）、当社は当該ポイント交換受付に基づき減算したポイントを、本会員等に対し返還するものとします。この返還は、減算したポイントが通常獲得ポイントかボーナスポイントにかかわらず、減算したポイント数と同数のボーナスポイントを本会員等に付与する方法による返還とします。ただし、減算したポイントが通常獲得ポイントの場合であり、かつ、本会員等から、ポイント交換手続きが完了しなかったことについて本会員等および交換可能会員に帰責性がない旨の申し出を受け、当社がそれを確認できた場合には、同数の通常獲得ポイントを本会員等に付与する方法による返還とします。</u></p>
<p>4. 当社が特典を送付したにもかかわらず、発送日から 1 ヶ月間を経過しても交換可能会員による受取がなされなかった場合、当社は、交換可能会員からのポイント交換の受付を解除、または取り消すことができます。この場合、当社は、当該特典と交換したことにより既に減算したポイントを、本会員等に対し返還するものとします。ただし、ポイントが返還されたとしても、当該ポイントの有効期限が経過している場合には、当該ポイントが復活することはありません。</p>	<p>5. 当社が特典を送付したにもかかわらず、発送日から 1 ヶ月間を経過しても交換可能会員による受取がなされなかった場合、当社は、交換可能会員からのポイント交換の受付を解除、または取り消すことができます。この場合、当社は、当該特典と交換したことにより既に減算したポイントを、本会員等に対し返還するものとします。<u>（なお、減算したポイントが通常獲得ポイントかボーナスポイントにかかわらず、減算したポイント数と同数のボーナスポイントを本会員等に付与する方法による返還とします。）</u>。ただし、<u>減算された元のポイントが返還されたと仮定しても、その時点で当該ポイントの有効期限が経過している場合には、当該ポイントが復活することはありません。</u></p>
<p>Oki Doki Shopping 「JCB カード パートナーポイントプログラム」 特約</p>	
<p>第 1 条 (本特約)</p>	<p>第 1 条 (本特約)</p>
<p>3. 本サービスは、当社および JCB が運営するポイントプログラム「Oki Doki ポイントプログラム」における「Oki Doki Shopping」の一種として次項に定める対象会員に提供されます。Oki Doki ポイントプログラム、Oki Doki Shopping および Oki Doki ポイントについて、本特約に定めのない事項については、「Oki Doki ポイントプログラム利用規定」（以下「Oki Doki 規定」という。）が適用されます。</p>	<p>3. 本サービスは、当社および JCB が運営するポイントプログラム「Oki Doki ポイントプログラム」における「Oki Doki Shopping」の一種として次項に定める対象会員に提供されます。Oki Doki ポイントプログラム、Oki Doki Shopping および Oki Doki ポイントについて、本特約に定めのない事項については、「Oki Doki ポイントプログラム利用規定」（以下「Oki Doki 規定」という。）が適用されます。<u>なお、本特約は Oki Doki 規定に定める個別特約に該当します。</u></p>
<p>第 5 条 (ポイントの返還)</p>	<p>第 5 条 (ポイントの返還)</p>
<p>2.前項にもかかわらず、当社および JCB は以下の場合に限り、支払金額相当の Oki Doki ポイントの返還に代えて、同ポイント数のボーナスポイントにて登録会員に付与します。</p>	<p>2.前項にもかかわらず、当社および JCB は以下の場合に限り、支払金額相当の Oki Doki ポイントの返還に代えて、同ポイント数のボーナスポイントにて登録会員に付与します。</p>
<p>(1)Amazonサイトにおける商品購入キャンセルおよび返品の場合</p>	<p>(1) <u>Amazon規約に基づいて</u>Amazonサイトにおける商品購入キャンセルおよび返品がなされた旨、AmazonからJCBに通知があった場合</p>
<p>第 11 条 (本特約の変更)</p>	<p>第 11 条 (本特約の変更)</p>
<p>1.当社およびJCBは、登録会員への事前通知および登録会員の承諾の有無にかかわらず、本特約を随時変更することができるものとします。この場合、当社およびJCBは当該変更について、事前（本サービスの内容の変更に関わる場合は3ヵ月前まで）にJCBのホームページ等で公表または、登録会員（ただし、家族会員およびJCB会員規約（一般法人用）に規定されるカード使用者を除く）に通知します。</p>	<p>当社および JCB は、<u>民法の定めに基づき、登録会員と個別に合意することなく、本特約を変更することができるものとします。この場合、当社または JCB は、当該改定の効力が生じる日を定め</u>たうえて、原則として、事前（本サービスの内容の変更に関わる場合は 3 ヶ月前まで）に登録会員（ただし、家族会員および JCB 会員規約（一般法人用）に規定されるカード使用者を除く）に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら登録会員の利益となるものである場合または登録会員への影響が軽微であると認められる場合、<u>その他登録会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u></p>
<p>2. 前項の公表または通知の後、登録会員が、本サービス登録カードにつき Oki Doki ポイント付与の対象となる利用（Amazon サイト以外での利用を含む。）を行った場合、または本サービスに用いられている Amazon アカウント（ログイン ID）を利用した場合、登録会員が当該変更同意したものとみなします。</p>	
<p>MyJCB 利用者規定</p>	
<p>第 15 条 本規定の変更</p>	<p>第 15 条 本規定の改定</p>
<p>1.両社は、本規定を変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、利用者に対し、JCB ホームページ等での公表、または E メールその他の方法による通知を行います。</p>	<p><u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め</u>たうえて、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定</p>

【新旧対比表】

<p>2.利用者は、前項の公表または通知の後、本サービスを利用したことをもって、当該変更同意したものとします。</p>	<p><u>が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u></p>
<p>MyJ チェック利用者規定</p>	
<p>第2条 定義</p>	<p>第2条 定義</p>
<p>「MyJ チェック」(以下「本サービス」という)とは、利用者が、JCB およびカード発行会社(以下併せて「両社」という)の定める会員規約の規定にかかわらず、一定の条件を満たす場合において、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものである。</p>	<p>「MyJ チェック」(以下「本サービス」という)とは、利用者が、カード発行会社から、<u>カード発行会社所定のご利用代金明細書</u>(以下「<u>ご利用代金明細書</u>」という)の<u>送付を受けている場合において</u>、一定の条件を満たす場合に、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものです。</p>
<p>第8条 本規定の変更</p>	<p>第8条 本規定の改定</p>
<p>両社は、通知ならびに公表のうえ、本規定を随時変更することができるものとする。この場合、両社は両社所定の Web サイトに公開するなどの両社所定の方法により直ちに当該変更後の規定を MyJ チェック利用者に通知するものとする。</p>	<p><u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u></p>
<p>MyJCB アプリ利用者規定</p>	
<p>第13条 本規定の変更</p>	<p>第13条 本規定の改定</p>
<p>1.両社は、本規定を変更することができるものとします。この場合、両社は、当該変更について、利用者に対し、JCB ホームページ等での公表、または E メールその他の方法による通知を行います。</p>	<p><u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u></p>
<p>2.利用者は、前項の公表または通知の後、本サービスを利用したことをもって、当該変更同意したものとします。</p>	
<p>J/Secure(TM)利用者規定</p>	
<p>第12条 本規定の変更</p>	<p>第12条 本規定の改定</p>
<p>1.両社は、本規定を変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、J/Secure(TM)利用者に対し、JCB ホームページ等での公表、または E メールその他の方法による通知を行います。なお、利用者が登録情報の変更を両社に届け出なかったことにより、両社からの通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着するべきときに到着したものとみなします。</p>	<p><u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u></p>
<p>2.J/Secure(TM)利用者は、前項の公表または通知の後、カードを利用したこと(オンライン取引を含みます。)をもって、当該変更同意したものとします。</p>	
<p>J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者規定</p>	
<p>第8条 本規定の変更</p>	<p>第8条 本規定の改定</p>
<p>1.両社は、本規定を変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者に対し、JCB ホームページ等での公表、または E メールその他の方法による通知を行います。なお、J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者が登録情報の変更を両社に届け出なかったことにより、両社からの通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着するべきときに到着したものとみなします。</p>	<p><u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u></p>
<p>2.J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者は、前項の公表または通知の後、カードを利用したこと(オンライン取引を含む。)をもって、当該変更同意したものとします。</p>	